

第 35 節 不発弾処理対策計画

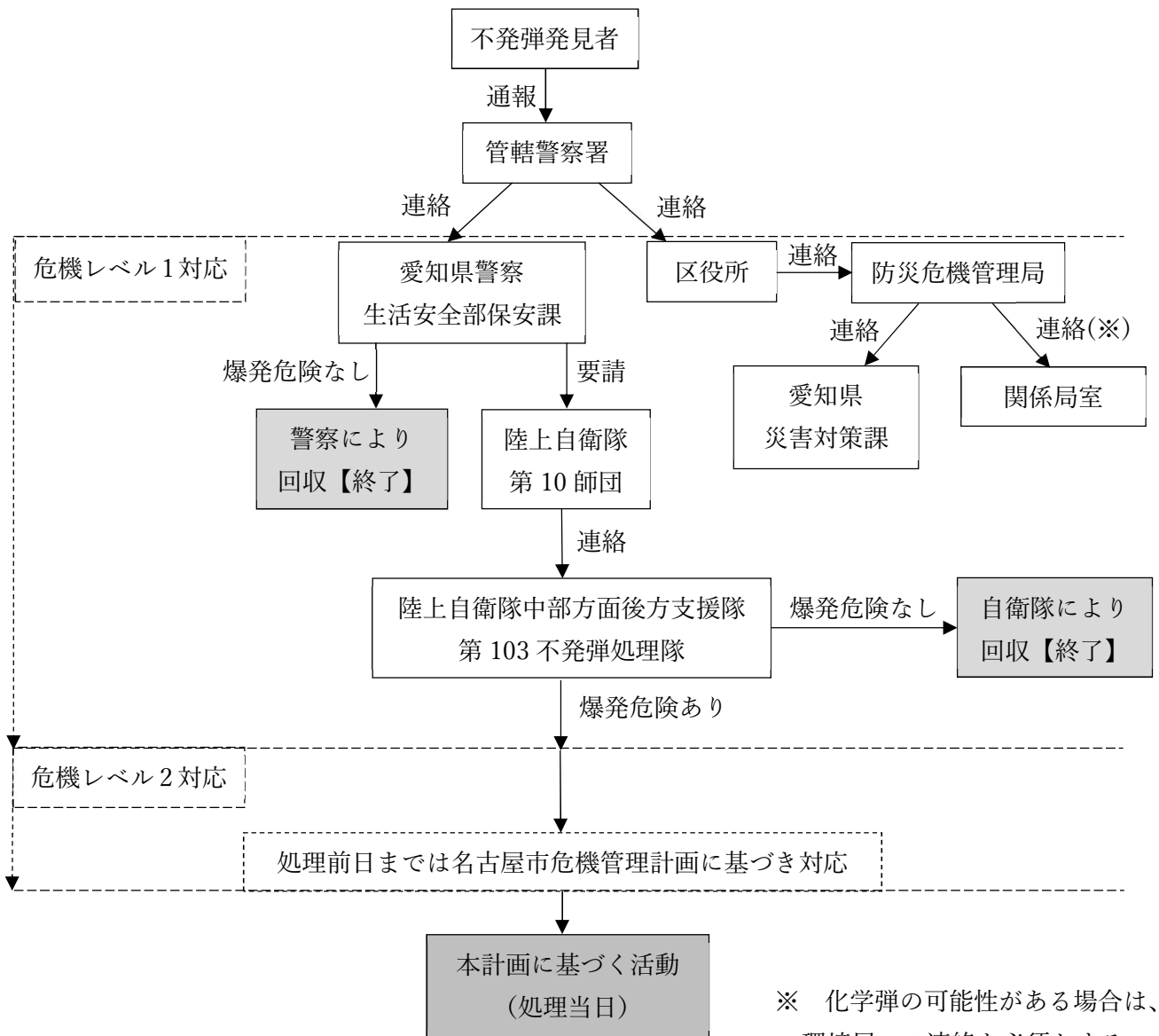
市域において発掘又は発見された不発弾の処理に際しては、爆発等により被害が発生し、又は発生するおそれがある。このため、付近住民の生命、身体及び財産に対する危害を防止するための必要な措置について定めるものとする。

なお、不発弾処理については、本計画に定めるものの他、名古屋市危機管理計画によるものとする。

第 1 不発弾発見時の初動活動

1 初動活動

不発弾発見時における初動活動は名古屋市危機管理計画に基づき対応するが、おおむね次の図のとおりである。



※ 化学弾の可能性がある場合は、環境局への連絡を必須とする。

2 危機管理体制

不発弾発見以降の危機管理体制については、名古屋市危機管理計画に基づき、以下の本部を設置する。

(1) 危機管理対策本部（処理前日まで）

ア 危機管理対策本部による対応

不発弾の発見に伴い、相当の社会的影響があり、全市又は複数の局室区による対応が必要となることから、名古屋市としての的確な対応をするため、名古屋市危機管理計画に定める危機レベル2として危機管理対策本部において対応する。

イ 現地対策本部

(ア) 現地対策本部の設置

不発弾発見現場において指揮、迅速な対応及び関係機関との調整が必要になることから、該当区に現地対策本部を設置する。

(イ) 現地対策本部の体制

- a 現地対策本部長は、原則区長とする。ただし、危機管理を担当する副市長（以下「担任副本部長」という。）が別に指名する場合は、指名された者とする。
- b 現地対策本部長は、現地対策本部の組織を編成し、現地対策本部の事務を統括し、現地対策本部の職員を指揮監督する。
- c 現地対策本部長が、現地対策本部を運営するにあたって関係局室区の協力等が必要であると認める場合、担任副本部長に対応を要請するものとする。

(ウ) 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、原則区役所庁舎内とする。ただし、現地対策本部長が必要であると判断した場合は、安全かつ処理現場に近い場所で、全体の統括に適した公共施設に設置することができる。

(2) 不発弾処理合同対策本部

ア 不発弾処理合同対策本部の設置

不発弾の処理を実施するにあたり、関係機関との調整及び全体の総括が必要となることから、各関係機関等を構成員とする不発弾処理合同対策本部を設置する。設置後は、不発弾処理合同対策本部を通じて各種情報の収集・整理・管理及び伝達等の総合調整を行う。ただし、不発弾発見現場を管理する行政機関があるときは、相互に協議のうえ設置する。

イ 不発弾処理合同対策本部の体制（本市が設置する場合）

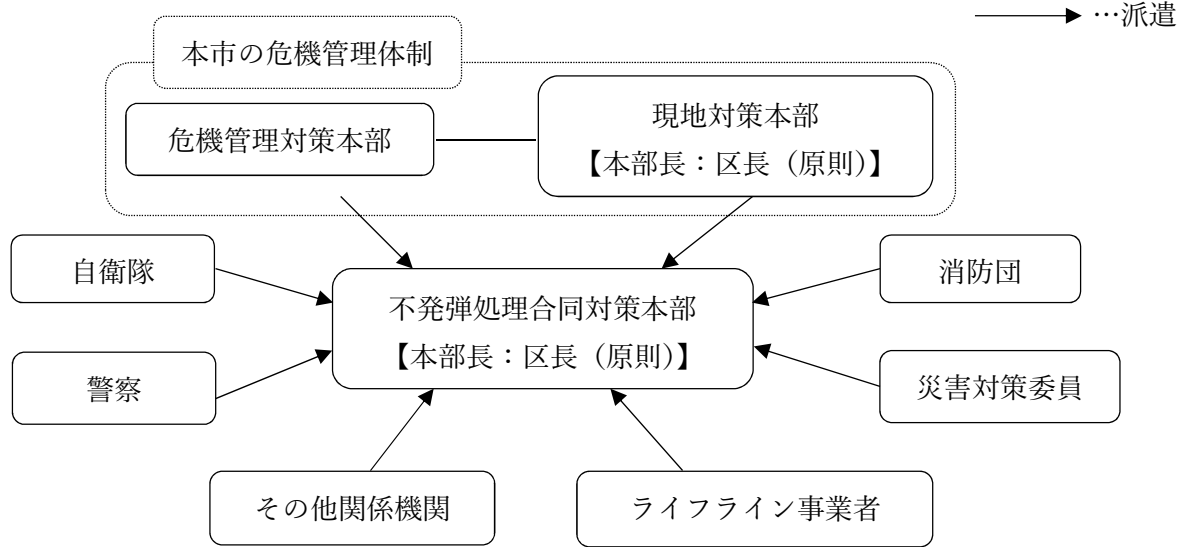
(ア) 不発弾処理合同対策本部長は、原則現地対策本部を設置している区（避難対象区が複数あり、現地対策本部を複数設置する場合は不発弾が発見された区）の区長とする。

(イ) 不発弾処理合同対策本部は、該当区及び本市関係部局の他、自衛隊、警察、消防団、ライフライン事業者及び災害対策委員等、不発弾処理当日において活動に携わる関係機関を中心に構成する。

ウ 不発弾処理合同対策本部の設置場所（本市が設置する場合）

不発弾処理合同対策本部の設置場所は、原則区役所庁舎内とする。ただし、不発弾処理合同対策本部長が必要であると判断した場合は、安全かつ処理現場に近い場所で、全体の統括に適した公共施設に設置することができる。

(イメージ図)



3 実施すべき応急対策活動等

不発弾現地処理の必要性の確認時点から処理当日までに実施すべき主な応急対策活動等の流れは次のとおりである。

区 分	処理前日まで (名古屋市危機管理計画に基づく対応)	処理当日 (本計画に基づく活動)
全 体 調 整	不発弾処理日の調整・決定	
	避難対象区域の調整・決定	
	各種影響範囲及び関係機関の洗い出し	
	不発弾合同対策本部全体会議の開催	
不 発 弾 処 理	信管保護（自衛隊により実施）	信管除去又は爆破処理 (自衛隊により実施)
		不発弾及び信管の運搬 (自衛隊により実施)
	現場立入禁止措置(24時間有人警備)※	→→
	防護措置及び処理に必要な資器材の準備※	→→
	自衛隊との協定締結	
情 報	発見現場の状況、初動対応状況等の情報の収集・伝達	不発弾処理状況の情報の収集・伝達
	関係機関による対応状況等の情報の収集・伝達	関係機関による活動状況等の情報の収集・伝達
広 報	SNS、ホームページ等による各種広報	→→
	報道機関への情報提供による各種広報	→→

	住民へのチラシ等配付による各種広報	
	住民への説明会等の実施	
	広報車による各種広報	広報車、同報無線による各種広報
避難	警戒区域設定に係る調整	警戒区域の設定
	避難対象者数等の把握	
	避難場所の選定・確保	避難場所の開設・運営
要配慮者	避難対象となる要配慮者数の把握	
	避難に支援が必要な自力避難困難者の把握	自力避難困難者への避難支援(移送含む) 重度の要介護者の施設への緊急入所
	要配慮者向け避難場所の選定・確保	要配慮者向け避難場所の開設・運営
消防活動	警戒区域に係る防火警備計画の策定	警戒区域に係る防火警備計画の実施
	消防団との連絡調整及び出動要請	→→
		救急救助態勢の確立
交通対策	現場周辺の交通規制(う回、通行止め)	→→
	警戒区域設定を考慮した交通規制の事前広報	交通規制(う回、通行止め)及び規制状況の広報
	警戒区域設定を考慮した公共交通機関の運休等の事前広報	公共交通機関の運休等の対応及び運行状況の広報

※ 発見現場を所管(施設管理、工事管理等)する行政機関がある場合は、該当公的機関により実施する。私有地等で所管する行政機関が存在しない場合は、関係者と協議により実施する。

第2 不発弾処理当日の活動体制

1 体制の確立

不発弾処理の当日における名古屋市の防災活動体制及び配備種別は、次のとおりとする。

(1) 防災活動体制

不発弾処理の実施に伴い社会的・経済的な影響が引き起こされ、又は被害が発生する可能性があり、適切な応急対策活動を展開する必要があることから、防災活動体制を非常体制とし、名古屋市災害対策本部を設置する。

(2) 配備種別

非常配備の種別については、「第1節 初動活動体制」第1及び第2の規定によらず、その都度定める。

2 動員計画

(1) 動員の対象

動員が必要な各部・区本部は不発弾処理当日までに動員の対象、人数等を決定するものとする。

(2) 配備時間

各部・区本部の配備開始及び終了時間は、活動内容及び活動状況に応じて配備対象部・区本

部で判断するものとする。

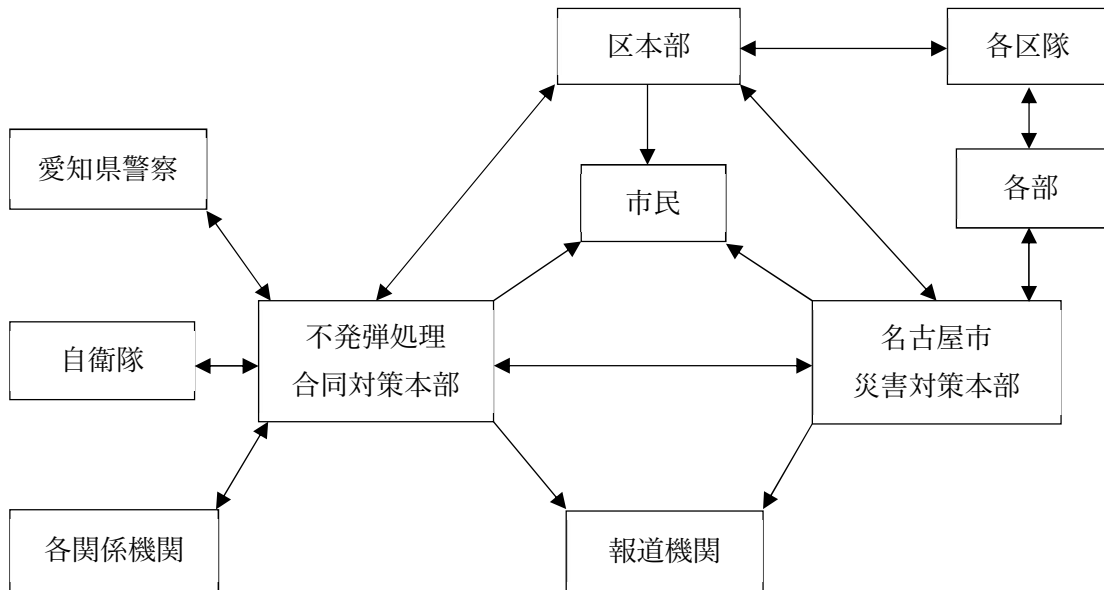
第3 災害対策本部の設置及び運営

災害対策本部の設置及び運営は、「第3節 災害対策本部の設置及び運営」に定めるところによる。ただし、不発弾処理における配備種別・動員の特殊性から各チームは設置しない。

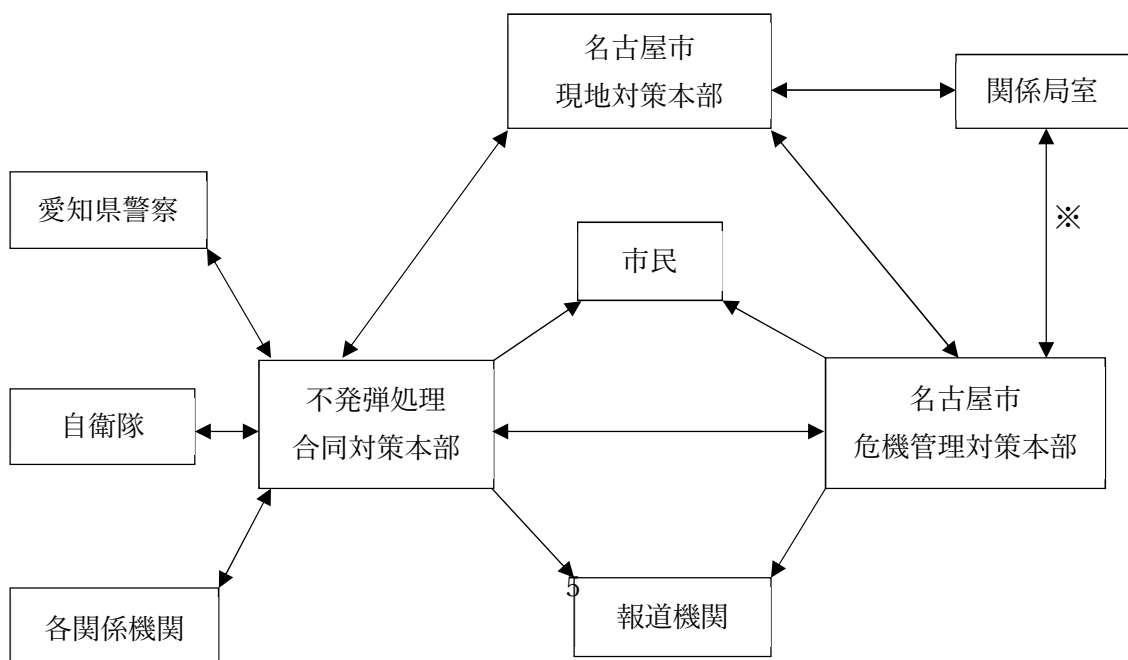
第4 情報連絡活動

不発弾発見後、自衛隊により現地で不発弾を処理する必要があると判断された場合は、「第1 不発弾発見時の初動活動」2(2)のとおり不発弾処理合同対策本部を設置し、不発弾処理合同対策本部を通じて各種情報の収集・整理・管理及び伝達等の総合調整を行う。

1 情報連絡体制図（処理当日）



《参考》 処理前日までの情報連絡体制



※ 関係局室への情報提供は、危機管理対策本部 危機管理幹事会等を通じて行う。

2 情報の収集・伝達

(1) 各情報の区分及び収集担当

各情報の収集・伝達は、原則として、次表の区分に基づき各担当部が行う。ただし、区本部は、担当する情報のほか、各部が収集する区内の各情報を総合的に把握する。

情報の区分	情報の内容	担当部
不発弾処理情報	不発弾処理の実施状況	区本部
避難関係情報	避難場所及び救護所の開設状況、住民避難状況、避難場所への避難状況	区本部
土木関係情報	道路、橋梁、河川、排水路、ポンプ施設、ため池	緑政土木部
教育関係情報	市立学校等、社会教育施設、文化財施設	学校部
民生関係情報	社会福祉施設	健康福祉部 子ども青少年部
市営住宅関係情報	市営住宅、附帯施設	住宅都市部
水道関係情報	水道施設、工業用水道施設	上下水道部
下水道関係情報	下水道施設	上下水道部
交通関係情報	市バス、地下鉄関係	交通部
公園関係情報	公園、街路樹、街園	緑政土木部
危険物関係情報	危険物施設	消防部
商工業関係情報	商工業施設、工業原材料、商品、生産機械器具、観光施設等	経済部 観光文化交流部
農業関係情報	農地、農業用施設、農作物、畜産物等	緑政土木部
その他の情報	上記以外の所管施設	所管部
	電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設、公共交通施設（交通部担当除く）	本部室事務局
	その他必要と認める情報	区本部

(2) 情報の伝達方法

- ア 加入電話
- イ 庁内電話
- ウ 無線
- エ 電子メール
- オ ファクシミリ
- カ その他必要と認める方法

第5 広報・広聴活動

不発弾処理当日の広報・広聴活動は以下のとおりとする。

1 広報事項

- (1) 不発弾の処理に関すること
- (2) 警戒区域の設定に関すること
- (3) 避難に関すること
- (4) 交通規制に関すること
- (5) 交通機関の運行に関すること（影響がある場合）
- (6) その他必要と認める事項

2 広報の方法

- (1) 広報車、同報無線等による広報
区本部及び関係部は、広報車、同報無線等を利用して、必要な地域へ広報を実施する。
- (2) 報道機関との連携（報道機関への情報提供等）
 - ア 不発弾処理合同対策本部において処理状況等の情報提供を行う。
 - イ 不発弾処理合同対策本部及び本部室事務局は、不発弾に関する情報を報道機関に発表する。
- (3) 市公式ウェブサイトによる広報
本部室事務局は、市公式ウェブサイトを活用し、不発弾に関する情報の広報を行う。
- (4) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の活用
本部室事務局は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を活用し、不発弾に関する情報の広報を行う。
- (5) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用
本部室事務局は、中部電力株式会社が運営する登録型メール配信サービス「きずなネット防災情報」を活用して広報事項の配信を行う。
- (6) その他必要と認める方法
災害の状況に応じて、その他必要と認める方法がある場合は、その方法を活用し不発弾に関する情報の広報を行う。

3 要配慮者への広報

- (1) 障害者
聴覚障害者に対しては、市公式ウェブサイト等により情報提供を行い、視覚障害者に対しては、広報車、同報無線等を用いて情報提供を行う。その他、障害者に対して合理的配慮の提供に留意する。
- (2) 外国人
外国人への情報提供は、観光文化交流部が(公財)名古屋国際センターの協力を得て行うこととする。

4 広聴活動

名古屋おしえてダイヤル等を活用し、不発弾に関する広聴活動を実施する。また、区本部において相談窓口を設置する等の広聴活動を実施する。

第6 警戒区域の設定

自衛隊が不発弾の処理を行う際は、爆発等の危険性を考慮し、災害対策基本法第63条に基づく

警戒区域を次の要領で設定するものとする。

- 1 名古屋市は、自衛隊による技術的助言を踏まえ、警戒区域の範囲を決定する。
- 2 市長（本部長）は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。
- 3 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、区本部及び各区隊が連携し、警察官等の協力を得て実施する。
- 4 警戒区域の設定については、事前の広報を行うとともに、設定時には市公式ウェブサイトにより広報を実施する。

第7 避難対策

不発弾を処理する際の警戒区域の設定に伴い、当該区域内の住民等を区域外へ退去（区域外であれば場所や行動を問わない）させる際には、次のように対応する。

1 避難場所の開設及び運営

(1) 避難場所の取扱い

市が開設する避難場所については、発生するおそれがある災害（不発弾処理に伴う爆発等による危害）から逃れるための指定緊急避難場所としての側面を持つものの、事象の緊急性及び指定緊急避難場所が災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設を指定するものであるという観点から指定緊急避難場所としてはそぐわない部分がある。

そのため、区域外退去した（区域内に戻れない）住民等を必要な間滞在させるという避難場所の目的から、指定避難所として取り扱うものとする。

なお、避難生活に必要な食料、飲料水、日用品、マスク等の衛生用品等は避難者各自で用意することを基本とする。ただし、避難が長期にわたり、かつ避難者による調達が困難な場合など、やむを得ない場合は、区本部の判断により、指定避難所の備蓄物資等を配布する。

(2) 避難場所の事前選定

区は、事前に警戒区域外の近隣施設から避難場所を選定し、施設管理者と協議の上、決定する。

なお、選定した避難場所の福祉避難スペース等により対応できない要配慮者がいる場合、関係部及び施設管理者と協議の上、当該要配慮者向け避難場所（福祉避難所等）を選定する。

(3) 避難場所の開設・運営

ア 区本部長は、警戒区域設定開始時間を考慮し、避難場所を開設する。

イ 区本部長は、避難場所の運営について施設管理者と協議し、区本部から所要の人数の職員を当該避難場所へ派遣し、避難場所の運営を行う。

2 区域外退去の呼びかけ

区本部長は、自衛隊による不発弾処理並びに警戒区域設定開始時間及び交通規制開始時間を考慮し、住民等に区域外退去の呼びかけを行う。

3 避難誘導及び移送

(1) 避難誘導は、区本部員、各区隊員、消防団及び警察官等が連携し実施するものとする。

(2) 住民等が自力で避難できない場合は、必要に応じて車両等により住民等を移送する。

4 伝達手段

避難に係る情報の伝達は以下の方法により行う。

- (1) 区本部、区隊の広報車等による広報
- (2) 消防団による広報
- (3) 避難対象区域への事前チラシ配付による広報
- (4) 同報無線（音声）による広報
- (5) 市公式ウェブサイトによる広報
- (6) 電子メール（きずなネット防災情報）
- (7) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）
- (8) その他区本部にて必要と判断した方法

5 避難状況等の報告

区本部は、避難場所別に避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について取りまとめ、不発弾処理合同対策本部へ報告する。

6 避難場所の閉鎖

不発弾処理が完了し、警戒区域を解除した場合は、避難場所を閉鎖する。

第8 要配慮者対策

不発弾処理に係る要配慮者対策については、災害の特性上、事前の準備及び対策が可能であることから、要配慮者個々の実態及びニーズを的確に把握し、要配慮者に配慮した避難対策を実施する必要がある。

1 担当部

担 当 部	分 担 任 務
健 康 福 祉 部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の統括及び実施に関すること 2 要配慮者の避難行動の事前確認の統括及び実施に関すること 3 要配慮者に対する福祉対策の統括に関すること
観 光 文 化 交 流 部	1 外国人の支援に関すること
区 本 部	1 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿情報の提供の実施に関すること 2 要配慮者の避難行動の事前確認の実施に関すること 3 要配慮者に対する福祉対策の実施に関すること

なお、その他各部にあつては、常に要配慮者に配慮してそれぞれの分担任務を実施する。

また、任務の実施にあつては、災害救助地区本部、民生委員・児童委員、障害者団体、外国公館、外国人関係団体、（公財）名古屋国際センター及びボランティア団体等に協力を求めるとともに、その自主的な活動を積極的に支援する。

2 避難行動の事前確認

- (1) 区本部は、災害救助地区本部、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得て、高齢者や障害者等の既存の情報を基に、自力避難が困難と考えられる者を対象に、不発弾処理当日の避難行動を事前に確認し、避難場所への収容等適切な措置をとる。

なお、確認が困難な場合には、障害者団体やボランティア団体等の協力を得るとともに、健康福祉部要配慮者班に応援を要請する。

- (2) 区本部は避難行動の事前確認の結果を健康福祉部要配慮者班に報告する。

3 避難生活の確保

(1) 避難場所における生活の確保

要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、健康福祉部要配慮者班及び健康増進班、観光文化交流部観光交流班、区本部は相互の緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。

ア 福祉環境整備が行われていない避難場所には、簡易式車いす用トイレを設置するとともに、簡易式スロープを設置し段差解消を図る。

イ 寝たきりの高齢者、介護が必要な要配慮者に対し、保健師、ホームヘルパーやガイドヘルパー等を派遣する。

ウ 避難場所内での情報伝達等にあたっては、掲示の併用などに努めることとする。

エ 防寒・避暑等の乳幼児及び妊産婦の心身に配慮した環境づくりや授乳室・おむつ替えの場所の確保に努める。

オ その他、避難場所の管理運営にあたって要配慮者に配慮した対応を取るよう働きかけるとともに、要配慮者からの求めに応じて合理的配慮を行うための支援を実施する。

(2) 緊急援護の実施

要配慮者の避難行動の事前確認に基づき、区本部は健康福祉部要配慮者班及び健康増進班との緊密な連携のもとに、次のような対策を実施する。

ア 区本部は既存の社会福祉施設等のうち、設備面等で一定の条件を備えた施設を要配慮者向け避難場所として活用し、通常の避難場所では避難生活が困難な要配慮者を必要に応じ福祉タクシー搬送を利用するなどして避難させる。

要配慮者向け避難場所では、必要に応じてヘルパー等の派遣や訪問看護を実施する。

イ 特別養護老人ホーム等の施設においては、定員とは別に、施設の機能が維持できる範囲内で可能な限り要配慮者の受入を行う。

第9 消防活動

消防は、不発弾処理に伴う警戒区域の設定に係る避難誘導及び防火警備、また周辺地域の救急救助態勢を確立し、住民の安全確保と被害の軽減を図るものとする。

1 体制の確立

(1) 連絡体制の確立

消防は、不発弾処理合同対策本部、防災指令センター及び消防署との連絡体制を確保する。

(2) 消防部隊の編制

当務員に併せて、非常参集者、毎日勤務者等により、消防部隊の編制を行う。

(3) 情報収集体制の確立

ア 消防隊本部室は、不発弾処理合同対策本部に職員を派遣し、不発弾処理の進捗情報等を収集する。

イ 防災指令センターは、高所監視カメラにて監視を行うものとする。

2 消防活動要領

(1) 消防部隊の活動

不発弾処理に伴い、警戒区域を設定し立入禁止区域を設けることから消防部隊の活動に関しては、次のとおり行う。

ア 防災指令センターは、警戒区域内において災害が発生した場合、不発弾処理合同対策本部

との連絡調整を加入電話で行うとともに、警戒区域内への消防部隊の進入統制等を消防無線（消防波及び救急波）で行う。

イ 警戒区域内の災害に出動した消防部隊は、防災指令センターから区域内への進入許可が出るまで配置署所等から最寄りの地点において待機する。

ウ 当該災害が事案集結し、消防部隊が警戒区域から退出した際には、防災指令センターへ連絡する。

(2) 避難の支援活動

消防は、警戒区域の設定により必要となる住民の避難について、災害対策本部及び区本部との密接な連絡調整を行い、避難の支援を実施する。この場合、消防は、避難の支援活動、特に避難誘導に対応できる消防職員、団員の実態の情報提供に配慮する。

第 10 交通対策

不発弾処理により生じる交通対策について次のように定める。

1 交通規制等の実施

道路管理者及び公安委員会（県警察）は、不発弾処理合同対策本部と協議のうえ、不発弾処理における道路、橋梁等の交通施設の通行の禁止・制限、う回路の設定及び情報の提供を実施する。また、警戒区域の設定により影響のある公共交通機関については、運行停止、う回路の設定及び情報の提供を実施する。

2 交通規制等の広報

交通規制を実施する時は、「第 5 広報・広聴活動」の 2 を参照し、必要な方法にて市民に対し広報を実施し、周知徹底を図るものとする。

3 交通規制等の解除

交通規制の解除は、警戒区域の解除後、不発弾処理合同対策本部と協議のうえ実施する。

第 11 区の災害応急対策

不発弾処理の対応にあたる区本部は、区内の被害を最小限に抑えるとともに、住民の不安・動揺の鎮静、人心の安定を図るため、区本部が中心となり、災害対応に従事する。また、不発弾処理合同対策本部の事務局として名古屋市災害対策本部と連携して関係機関等との総合調整を行う。

第 12 市外で不発弾等が発見された場合の対応

1 近隣の市町村で不発弾が発見された場合

近隣の市町村で不発弾が発見され、処理に伴う避難対象区域が本市に及ぶ場合は、本計画を準用する。

2 海上で不発魚雷等が発見された場合

海上における機雷その他の火薬類の除去および処理については、自衛隊法第 84 条の 2 に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及ぶため避難が必要である場合は、本計画を準用する。